

令和6年第3回狭山市定例教育委員会会議議事録

開催日時 令和6年3月26日(火)
午後1時30分から午後4時54分まで

開催場所 市役所 5階 教育委員会室

出席者 教 育 長 滝 嶋 正 司
教育長職務代理者 古 谷 広 明
委 員 宮 崎 英 子
委 員 安 河 内 由 香
委 員 青 田 和 義

欠 席 者 なし

委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

生涯学習部長	内 藤 光 重	次長兼教育総務課長	關 根 浩 由
社会教育課長	石 井 巳代子	中央公民館長	中 野 正 巳
中央図書館長	田 口 裕 昭	スポーツ振興課長	河 井 一 敏
学校教育部長	田 中 義 久	次長兼教育指導課長	宇佐見 昌 義
教育センター所長	利根川 浩 子	学 務 課 長	横 田 純 一
学校規模適正化担当課長	清 水 幹 記	入間川学校給食センター所長	高 島 勝 利
書 記	上 村 理 恵		

会議の公開・非公開 議案第12号から議案第33号までの22議案については、個人に関する情報が含まれ、また、公にすることにより、意思決定の中立が損なわれるおそれがあることから非公開とした。

傍 聴 者 数 0名

報告事項

- ・令和6年第1回狭山市議会定例会の概要について

報告者(生涯学習部長)
(学校教育部長)

(要旨)

会期は、2月20日(火)から3月14日(木)までの24日間であり、議案は、専決処分2件、人事案件17件、一部改正条例16件、補正予算5件、当初予算6件、市道認定2件、市道廃止1件、合計49件である。

一般質問については17名であり、うち教育委員会関係は6名であった。大沢

えみ子議員からは熱中症アラートについて、内藤光雄議員からはGIGAスクール構想について、豊泉正人議員からは学校給食について、菅野淳議員からはヤングケアラー対応について、酒井英男議員からは家庭における子育て支援について、千葉良秋議員からはこども未来戦略の推進について、それぞれ質問があり、それに対する答弁の内容について報告がなされた。

委員からは、一般質問でもあった給食費に関して、食材費の値上がりが続く中、関係者の中には値上げをしてもよいのではとの意見もあるので、引き続き検討願いたい旨の意見がなされた。

・令和5年度博物館冬期企画展の開催結果について

報告者（社会教育課長）

（要旨）

博物館冬期企画展「収蔵品展 はじめての日本美術」については、1月13日（土）から2月25日（日）までの39日間開催し、入館者は延べ3,229人であった。今回は14年ぶりの収蔵美術品展として、狭山市指定文化財を含む美術品47点を、日本美術を鑑賞するのが初めての人でも楽しんでいただけるようわかりやすく展示した。当館には平成3年に開館して以来、様々な分野の美術品が寄贈寄託されており、充実した所蔵品の中には美術的価値の高い作品も数多く含まれ、実際作品を前にして日本美術の魅力や特徴を探りながら鑑賞ができる内容であった。アンケート調査の結果からも入館者の9割の方から「良い」の評価やご意見をいただき、そのご意見を今後の運営に活かす旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、サテライト展示の状況はどの質疑に、サテライト展示はオープンスペースで行ったため、人数は把握していないが、博物館の入館者の目に留まりやすいように展示しており、多くの方に見ていただいたものと認識している旨の答弁がなされた。

・令和6年度狭山市公民館基本方針・重点目標について

報告者（中央公民館長）

（要旨）

第3次狭山市教育振興基本計画に掲げる生涯学習の基本方針及び施策の基本目標を踏まえ定めたもので、地域の学習拠点として、より身近な公民館を目指し取り組んでいく。基本方針1では、現代的課題や地域課題への取組の強化、人材の発掘と育成を掲げ、身近な生活課題等について講座を実施し、これらの学びを通して地域の人材を発掘し育てる旨を、基本方針2では、子どもから高齢者まで学習機会を得られるよう講座等を実施する旨を、基本方針3では、公民館単体での取組には限界があるので、地域の教育機関や団体等と連携し、より専門的な授業を進めていく旨を、基本方針4では、地域の団体等と連携しながら、まちの発展に貢献していく旨を、基本方針5では、学習サークルに、学習成果を地域の活動や講座などに活かせるよう働きかけ、新規会員の加入の機会につなげていくとともに、公民館職員の研修会を実施し、職員が身に付けた

力をサークル支援に注いでいく旨を記載した。この基本方針・重点目標に基づき、11の公民館では、来年度各種事業に取り組んでいく旨の報告がなされた。

・公民館等利用者アンケート調査（利用者満足度調査）集計結果について

報告者（中央公民館長）

（要旨）

令和5年10月1日（日）から10月31日（火）までの31日間実施し、784件回収し、回答率は73.9%であった。直営館では、原則電子申請による回答としたが、電子申請による回答は61件、7.8%であった。引き続きアンケート集計の電子化を進める。公民館の利用者は圧倒的に65歳以上が多く、ここ数年来の公民館の課題であり、解決に向け取り組んでいく。公民館等の施設や設備、職員の対応については、「満足」「やや満足」が合わせて7割程度であるが、不満に思う方、あるいは少数意見であるが貴重な意見もあり、改善すべき点は改善したい。オンライン講座に参加できる環境があるかとの問いには、整っているとの回答は26.3%であり、残りの約75%への対応が今後の課題である。

指定管理者が運営する3館については、直営館同様65歳以上の利用が多く、施設や設備の総合的満足度についても、約8割以上から「満足」「やや満足」との評価をいただいているが、少数の意見にも耳を傾けるよう、利用者の高齢化の課題と合わせ直営館と認識を共有していきたい。

市民部所管の入曽地域交流センターについては、公民館と同時期に独自にアンケート調査を行ったが、調査項目や調査期間は直営館と同様であり、回答結果についても同様の傾向となっている。回答者の年齢は、65歳以上が約6割であるが、39歳以下の利用者も約2割であり、音楽スタジオやキッズルームなどの個人での利用が多いことによるものと考えている旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、直営館並びに富士見集会所の回答件数にばらつきがあるが原因はとの質疑に、調査は、各館利用者に紙ベースでも回答してもらっており、調査期間中の各館の利用者数に差があり、それが回答数に反映している旨の答弁がなされた。改善すべき点はあるのかとの質疑に、施設の老朽化と各公民館のトイレの洋式化であり、令和6年度は、柏原公民館のトイレの洋式化の設計を行い、翌年度工事を行う。以降、同様に1館ずつトイレの洋式化を進める旨の答弁がなされた。

委員からは、職員がよく声がけをしてくれ、対応がよいと利用した方から聞いているので、引き続き、そういった対応を行い、サークルなどで公民館を利用してもらえそうな雰囲気を作りたい旨の意見がなされた。

・令和6年度社会体育関連事業計画について

報告書（スポーツ振興課長）

（要旨）

スポーツ教室については17教室を、行事については、体力テスト会、さやまCITYゴルフ大会、健康ウォーキングの3事業を予定している。新規事業は、東京家政大学との共催による「転ばない身体・環境づくり～転倒予防特化型トレーニング教室」、親子ボーリング教室、ボルダリング教室の実施を予定して

いる。また、武道館を会場に行う予定の教室もあり、引き続き、市民に武道館の周知を図っていく。市制施行 70 周年記念事業として、国内各球技のトップリーグに所属経験のあるアスリートを迎え、トップアスリートの技術の高さに触れながらボールを使ったスポーツを体験する「ボールゲームフェスタ」、本市と連携協定を締結している大学出身の著名人を迎え、体を動かすことの楽しさを体験できる親子体験教室を予定している。また、連携協定を締結している日本体育大学、エルフェンススポーツクラブ、西武ライオンズ、セコムラガッツとの連携事業については、今後も積極的に実施していく。オリンピック・パラリンピック教育「あすチャレ！」事業は、令和 4 年度から始まった 3 年間事業の最終年であり、8 校で実施予定である。指定管理者による事業としては、市民総合体育館及び地域スポーツ施設においてスポーツ教室を実施していく。スポーツ協会事業、レクリエーション協会事業、スポーツ推進委員連絡協議会事業については、令和 5 年度と同様の事業を計画してもらっているが、令和 5 年度は、新型コロナウイルスが 5 類に移行されたこともあり、大会規模等がコロナ禍前の規模に戻すことができた。引き続き、各団体の役員や大会実行委員会などと持続可能なイベントとして実施できるよう内容等について協議していきたい。学校体育施設開放事業については、引き続き、スポーツの活動の場と機会の提供に努める。なお、令和 6 年度の登録利用団体数は 199 団体である旨の報告がなされた。

- ・令和 5 年度狭山市立小学校・中学校・幼稚園 自己評価及び学校関係者評価（報告）について

報告者（教育指導課長）

（要旨）

課題として上げられることは、学校によっても違いもあるが、傾向としては、児童生徒の学力の向上、児童生徒の分かる授業の実践を課題として上げている学校が見受けられる。要因は様々考えられるが、教育委員会としては、指導訪問等の機会を活用するなどして、引き続き、教員の指導力向上のために適切な指導・助言に努める。また、一人 1 台端末の活用とも関連するが、情報機器の積極的効果的な活用を課題と捉えている学校が見受けられた。課題解決のために、教員を対象とした基礎的・計画的な研修の実施を進めるとともに、優れた事例については、市内全体に情報発信し共有を図っていく。さらに、例年上げられることではあるが、子どもたちのあいさつが課題となっている学校が見受けられた。改善が図られている学校もあり、各学校で組織的に工夫しながら取り組んでいる様子も見受けられる。あいさつについては、学校だけの取組だけでなく、PTA や学校運営協議会等とともにより一層、家庭や地域との連携を図り、家庭・地域・学校が一体となって取り組んでいく。また、家庭学習の習慣化については、昨年度同様、小中学校とも課題が見受けられる。今年度より、一人 1 台端末の活用も可能になったことから、教育委員会としても、端末の活用の推進を図っていく。今後、学校と教育委員会が課題を共有しながら取組を推進していく旨の報告がなされた。

委員からは、学校によってはCやDの評価が見受けられるが、先生方が課題をしっかりと捉えているということでもあり、今後につながるものとする。家庭学習の習慣化については、各学校で様々な取組を行っているかと思うが、よい取組についてはぜひ共有してほしいとの要望がなされた。

・令和6年度狭山市立小中学校人事異動の概要について

報告者（教育指導課長）

（要旨）

小学校については、一般人事、経験人事合わせて他市からの転入10名、他市への転出12名であった。新採用は、主幹教諭は1名である。令和6年度は、小学校全体で主幹教諭は5名になる。令和6年度当初新採用教諭14名のうち、初めて教職に就くものは6名である。そのうち初任者研修を免除される者は1名である。本市内での異動である転補については23名であり、令和6年度当初の異動対象者の意向を踏まえながら、地域差・学校差の是正に努めた。本採用退職者については、令和4年度末は14名で、うち定年退職者が5名であった。今年度末は、定年退職年齢の引き上げにより、定年退職者は制度上いないことになる。退職者の総数については、昨年度より減少した。臨時的任用については、令和4年度当初49名、令和5年度当初は53名、令和6年度当初は58名と、少しずつ増加傾向にある。同一校勤務で8年目以上勤務の者及び、新採用以来6年目以上勤務の者は、産、育休中や育休明けで1年間の人事異動の猶予を希望する者、意向・希望が叶わなかった者など様々な事情があつてのことであり、来年度も引き続き、解消を目指したい。加配については、学校から希望を出した加配、教育委員会が希望を出した加配、県から学校指定で配置された加配など様々な形がある。その他、令和6年度当初の小学校籍の教頭登載者は11名であり、主幹教諭は5名、市教委が6名となっており、そのうち令和5年度末に割愛退職した者が含まれている。基準外については、教科指導充実加配の弾力的な運用のことであり、令和6年度は、堀兼小学校が活用することを選択した。

中学校については、一般人事・経験人事合わせて転入が7名、転出が6名であり、令和5年度当初も転入・転出ともに5名ずつであったことから、若干交流が増加した。新採用中、教諭・養護教諭は、令和5年度当初が13名であり、2名減の配置となった。新採用教諭11名のうち、初めて教職に就く者は3名である。転補は令和5年度当初は6名であったので倍となり、若干ではあるが、学校間の構成の均衡化が図られた。本採用退職者については令和5年度が14名であったが、今年度は定年退職年齢が引き上げられたため、定年退職者がいないため7名と少なかった。臨時的任用は、令和5年度当初が23名であり、若干増加している。同一校勤務8年目以上勤務の者は、令和5年度は、産育休を含め15名であったが、令和6年度当初は9名と減少している。新採用以来6年目以上勤務の者については、経験人事対象者は、原則、6年目以内に異動することとすると昨年度から変更され、令和5年度は4名いたが、令和6年度は7名となっている。3年未満の異動は、該当者の体調等に配慮し、

事務所と協議し 1 名実現した。加配等については、全体で令和 5 年度当初と比べ 1 名増となっている。少人数加配の 2 年しぼりが 1 名減となったが、1 年しぼりが 2 名増となった。その他、令和 6 年度当初の中学校の教頭登載者は 5 名である。教育委員会に 4 名、主幹教諭が 1 名である。基準外については、教科指導充実加配の弾力的な運用のことであり、令和 6 年度は、3 校が活用することを選択した旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、本年度、様々な事情で職員が辞めたり、配置されなかったこともあるようだが、来年度のスタート時点では、どのような見通しかとの質疑に、基本的には各校が必要としている定数は確保できているが、加配等を含めるとまだ教職員が配置されていない学校はある。また、育児短時間勤務を希望する者がおり、それを補えていない状況はある旨の答弁がなされた。J プラン加配とはとの質疑に、小学校から中学校へ、中学校から小学校へ異動する者が 1 名ずつおり、J プランの学校については、それぞれ加配教諭が 1 名ずつ就くので、学校としては人数が増えることになる。J プランの狙いとしては、小中学校の連携ということで、不登校対策、小学校の先生がそのまま中学校に行くことによって、小学 6 年で関わった子に中学 1 年で関わる。逆に、中学校の先生が小学校に行き行って教えることで、2 年間小中学校の交流ができるなど、生徒指導対応等で有効活用する旨の答弁がなされた。

・令和 5 年度狭山市小中学生英語フェスティバルの実施報告について

報告者（教育センター所長）

（要旨）

今年で 16 回目であり、令和 6 年 2 月 3 日（土）に入間川小学校講堂において開催された。59 名の児童生徒、74 名の保護者に加え、ALT（英語活動支援員）、参加校の校長、英語センター教諭など合わせて 200 名が参加した。児童生徒は、学校でグループごとに練習した英語と使ったクイズやダンス・歌などを様々な方法で披露した。小学生の参加者が多く、英語活動支援員や英語センター教諭が現地でも熱心に指導し、子どもたちの発表を支えている様子も見られた。参加した保護者や兄弟たちも出演した子どもたちの発表で、笑ったり歌ったりするなど充実した会となった。終了後のアンケートでも、参加者、引率保護者とも、好意的な意見が多く寄せられた旨の報告がなされた。

・適応指導教室の名称変更と水富分室の開設について

報告者（教育センター所長）

（要旨）

本市では、平成 9 年 4 月より、教育センターに適応指導教室「けやき」を開設し、不登校児童生徒の生活及び学習の支援等を行ってきたが、文部科学省では、適応指導教室という名称に代わり、不登校児童生徒や保護者にとって抵抗感がなく親しみやすい名称に変更することを推奨しており、現在では、教育支援センターという名称が一般的になっている。また、同じく文部科学省からは、教育支援センターは、不登校児童生徒支援の拠点としての役割を果たすことを

求められていたともあることから、これまでの適応指導教室と教育センター相談員、スクールソーシャルワーカー、学校課題解決支援員などの教育センター相談部を合わせて、狭山市の教育支援センターと呼称することとした。さらに、これまでの「けやき」という名称については、狭山台小学校の特別支援学級も、同じく「けやき」という通称を使っていることから、今回、併せて変更し、「適応指導教室けやき」を「チャレンジルームひだまり」に名称変更することとなった。また、これまで、教育センターに設置していた適応指導教室については、入間川中学校区、西中学校区、柏原中学校区の児童生徒が、距離的な問題で通いにくいという声が学校から上がっていたこの課題を解消するため、水富幼稚園 2 階に分室を開設し、教育センター 2 階の教室を「チャレンジルームひだまり狭山台校」、水富幼稚園 2 階の分室を「チャレンジルームひだまり水富校」とする旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、「チャレンジルームひだまり水富校」は、いつまで水富幼稚園 2 階を利用する予定なのかとの質疑に、水富幼稚園 2 階が一番使いやすいということで選ばれたが、令和 6 年度の開設後の状況を見て今後のことは検討する旨の答弁がなされた。

・狭山市立小中学校の児童・生徒数の将来推計について

報告者（学校規模適正化担当課長）

（要旨）

平成 30 年 3 月に学校規模適正化基本方針改定を行った際の 5 年後の予測数値と実際の数値を比較したところ、平成 30 年当時、5 年後の入間川小学校の児童数を 643 人になると推計したが、実際は 475 人と著しく減少している。小中学校ともに全体的に推計値よりも実際の数値の方が減っていることが分かる。推計値を超え増加傾向が顕著な学校は、入間川東小学校であり、これは通学区の土地開発が急ピッチに進んでいるためと思われる。学級数の比較では、小学校は児童数の減少に比べて学級数はそれほど減っていない。これは、令和 3 年度から段階的に 35 人学級への移行が実施されたためであり、1 学級当たりの人数が抑えられたため、学級数の減少が抑えられたものと考えられる。高位推計とは、人口の社会増や自然増を高位に見込んだ場合の推計であり、高位で見込んだ場合でも、児童生徒数の減少が進むことから規模の適正化が必要となる。これまでの推計では、人口の社会増減の視点がなく、推計値と実際の数値の間にかかなりの乖離が生じている学校が出てきた。今回の推計には、コーホート要因法という一般的に最も信頼性が高いといわれている推計法を用いて、社会増減を織り込んだ児童生徒数の将来の見込み数を算出した。令和 6 年から令和 25 年までの 20 年間の児童生徒数の推計を見ると、市全体では、小中学校ともに減少傾向であるが、令和 6 年と令和 25 年を比較し減少が顕著なのが、山王小・入間野小・柏原小・西中・柏原中である。学校の適正規模については学級数で見えており、小学校の場合は 12 から 24 学級、中学校の場合は 12 から 18 学級である。この数値を下回ると小規模校、上回ると大規模校ということになり適正化を図ることとなる。1 学年 1 学級を単学級と呼ぶが、堀兼小・奥富小・笹井

小では、途中から全学年での単学級が続く。逆に、入間川東小学校は、令和 18 年に 25 学級となり大規模校となる。入間川東小学校の教室数は最大で 24 教室であり、令和 18 年には教室が一つ足りなくなることから、小学校の小規模化とは別に対策の検討を進めている。中学校については、単学級が生じる学校はないが、入間川中・山王中・柏原中が小規模で推移する。今回の推計結果を受け、現在、学校規模適正化の基本方針の改定作業を進めている。改定作業がまとり次第、改めて報告する旨の報告がなされた。

委員からの質疑等では、人口の社会増減とはとの質疑に、他市からの転入によるものが社会増であり、他市への転出などによるものが社会減であるとの答弁がなされた。

・各種審議会等の会議結果概要について

報告者（社会教育課長）
（中央公民館長）
（中央図書館長）
（スポーツ振興課長）
（教育指導課長）
（入間川学校給食センター所長）

（要旨）

令和 5 年度第 2 回狭山市立富士見集会所運営審議会、令和 5 年度第 2 回狭山市いじめ問題審議・調査委員会、令和 5 年度第 2 回狭山市立学校給食センター運営委員会、令和 5 年度第 3 回狭山市公民館運営審議会、令和 5 年度第 3 回狭山市文化財保護審議会、令和 5 年度第 2 回狭山市スポーツ推進審議会、令和 5 年度第 2 回狭山市立図書館協議会の開催結果について、その概要の報告がなされた。

・狭山市教育委員会後援名義の使用行事について

報告者（社会教育課長）
（スポーツ振興課長）

（要旨）

社会教育課関係 4 件、スポーツ振興課関係 1 件、教育指導課関係 1 件の後援名義使用承認の申し出があり、審査の結果、使用を承認した旨の報告がなされた。

議 案

議案第 10 号 狭山市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

狭山市教育委員会公印規程の一部を改正することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 10 号については、原案可決した。

議案第 11 号 狭山市公立幼稚園の今後の運営に関する基本方針について

狭山市立幼稚園の園児数の減少により集団教育が困難となっていることから、喫緊の課題や保護者ニーズに対応するため、狭山市公立幼稚園の今後の運営に関する基本方針を定めることについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

委員からは、アンケート結果中の文言の表記について、統一するなど手直しをした方がよいとの意見がなされた。

議案第 11 号については、原案可決した。

議案第 12 号 狭山市スポーツ推進審議会委員の任命について

狭山市スポーツ推進審議会委員の任期が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 12 号については、原案可決した。

議案第 13 号 狭山市スポーツ推進委員の委嘱について

狭山市スポーツ推進委員の任期が令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を委嘱することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 13 号については、原案可決した。

(議案第 14 号の審議に先立ち、教育長より、議案第 14 号から議案第 32 号までの 19 議案については、いずれも学校運営協議会委員の任命に係る議案であることから、一括説明・一括質疑ののち、採決は 1 議案ずつ行う旨の説明があった。)

議案第 14 号 狭山市立入間川小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立入間川小学校学校運営協議会委員の任期が、令和6年3月31日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第15号 狭山市立入間川東小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立入間川東小学校学校運営協議会委員の任期が、令和6年3月31日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第16号 狭山市立富士見小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立富士見小学校学校運営協議会委員を新たに任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第17号 狭山市立南小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立南小学校学校運営協議会委員の任期が、令和6年3月31日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第18号 狭山市立入間野小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立入間野小学校学校運営協議会委員の任期が、令和6年3月31日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第19号 狭山市立堀兼小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立堀兼小学校学校運営協議会委員を新たに任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第20号 狭山市立狭山台小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立狭山台小学校学校運営協議会委員を新たに任命することについて、教育

委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 21 号 狭山市立新狭山小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立新狭山小学校学校運営協議会委員を新たに任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 22 号 狭山市立奥富小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立奥富小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 23 号 狭山市立水富小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立水富小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 24 号 狭山市立広瀬小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立広瀬小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 25 号 狭山市立笹井小学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立笹井小学校学校運営協議会委員の任期が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 26 号 狭山市立中央中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立中央中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了になることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を

得るため、提案がなされたものである。

議案第 27 号 狭山市立入間川中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立入間川中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 28 号 狭山市立入間野中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立入間野中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 29 号 狭山市立堀兼中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立堀兼中学校学校運営協議会委員を新たに任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 30 号 狭山市立狭山台中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立狭山台中学校学校運営協議会委員を新たに任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 31 号 狭山市立西中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立西中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

議案第 32 号 狭山市立柏原小・中学校学校運営協議会委員の任命について

狭山市立柏原小・中学校学校運営協議会委員の任期が、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、新たに委員を任命することについて、教育委員会の議決を得るため、提案がなされたものである。

(採決結果)

議案第 14 号については、原案可決した。
議案第 15 号については、原案可決した。
議案第 16 号については、原案可決した。
議案第 17 号については、原案可決した。
議案第 18 号については、原案可決した。
議案第 19 号については、原案可決した。
議案第 20 号については、原案可決した。
議案第 21 号については、原案可決した。
議案第 22 号については、原案可決した。
議案第 23 号については、原案可決した。
議案第 24 号については、原案可決した。
議案第 25 号については、原案可決した。
議案第 26 号については、原案可決した。
議案第 27 号については、原案可決した。
議案第 28 号については、原案可決した。
議案第 29 号については、原案可決した。
議案第 30 号については、原案可決した。
議案第 31 号については、原案可決した。
議案第 32 号については、原案可決した。

議案第 33 号 令和 6 年度狭山市教育委員会管理職の人事異動について

令和 6 年度狭山市教育委員会管理職の人事異動を実施するため、提案がなされたものである。

議案第 33 号については、原案可決した。

以 上